

指定給水装置工事事業者制度について

○指定給水装置工事事業者の指定

1 指定給水装置工事事業者とは【水道法第 16 条の 2】

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者（鬼北町）から給水区域内において給水装置工事を適正に施行する事ができると認められ、その指定を受けた者をいいます。

水道法では、給水装置工事事業者の指定制度について、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。このため、水道事業者の給水区域内において給水装置工事の事業を行おうとする場合は、水道事業者へ申請をし、指定を受けたうえで工事を行うことになります。

2 指定について

- (1) 指定の基準に適合していれば、指定を受けることができます。
- (2) 住所及び事業所の所在地が給水区域内にない場合でも、指定を受けることができます。
- (3) 指定の申請は随時受け付けています。
- (4) 指定の有効期間は 5 年です。5 年ごとの更新制となります。
更新制度に係る説明は下記 12 を参照してください。
- (5) 3 年に 1 回、県内全ての水道事業者で共同開催する研修を受講してください。

指定給水装置工事事業者は、水道課と協力して、安全な水を安定供給するための給水装置工事等を施工しているので、その責務は極めて重大です。したがって水道法・水道法施行規則・鬼北町水道事業給水条例・鬼北町水道事業給水条例施行規則・鬼北町指定給水装置工事事業者規程を必ず守るようにしてください。

3 指定の申請をするとき

新たに指定を受けようとする時は、指定の申請をしてください。また指定を受けた後も、個人事業者が法人に組織変更したときや個人事業者が死亡し相続者が事業を継ぐ場合には、新規の指定を受けることになります。

4 申請事項【鬼北町指定給水装置工事事業者規程第 4 条】

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所（事業所が複数存在する場合は本店所在地）
- (3) 法人にあっては、代表者の氏名
- (4) 鬼北町の給水区域内で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地（本店も事業を行う場合は本店も含まれる）
- (5) それぞれの事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号
- (6) 機械器具の名称、性能及び数
- (7) 事業の範囲
- (8) 法人にあっては、役員の氏名（業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者）

5 指定の基準【鬼北町指定給水装置工事事業者規程第 5 条】

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。
 - (2) 次に掲げる機械器具を有していること。
 - ・金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - ・やすり、パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具
 - ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ・水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること
 - イ 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ニ 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者がある者
- 以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることになります。

6 指定の手続き【鬼北町指定給水装置工事事業者規程第 4 条】

〈申請手続き〉

- (1) 受付場所 ⇒ 水道課（遠隔地の場合、郵送による受付可能です）
- (2) 受付時期 ⇒ 随時
- (3) 提出書類
 - ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第 1 号・町より交付）
 - ② 当該給水区域で給水装置の工事を行う事業の名称（様式第 1 号・町より交付）
 - ③ 機械器具調書（様式第 1 号別表・町より交付）
 - ④ 誓約書（様式第 2 号・町より交付）
 - ⑤ 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第 3 号・町より交付）
 - ⑥ 給水装置工事主任技術者免状の写し（白黒コピーで可）
 - ⑦ 住民票の写し（個人）
 - ⑧ 個人事業主又は法人の役員の身分証明書（役員全員の分必要）
 - ⑨ 登記簿謄本（法人）
 - ⑩ 定款（法人）
 - ⑪ 現在事項全部証明書（法人・法務局より発行されたもの）

個人事業主 ⇒ ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧

法人 ⇒ ①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪

※①～⑤の書類は窓口交付、鬼北町ホームページからのダウンロードで入手して下さい。

〈指定〉

- (1) 審査 ⇒ 指定の基準に適合しているかを審査します。
- (2) 指定 ⇒ 基準に適合している時は町長による指定をします。指定証の交付は、水道課で行います。手数料を納入してください。
- (3) 手数料 ⇒ 10,000 円（指定申請審査にかかる手数料）
- (4) 公告 ⇒ 町役場前の公告掲示板に指定事業者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名を掲示します。

※遠隔地の場合、指定証・手数料納付書を申請書に記載された住所に郵送します。

7 申請書類に関する留意事項

〈共通事項〉

- (1) 日付
 - ・日付は必ず届出の日を記入してください。
- (2) 申請者
 - ・個人事業者の場合、氏名又は名称欄に「〇〇工務店」等の名称を記入し、代表者欄に個人の氏名を記入してください。名称が無い場合は氏名又は名称欄に個人の氏名を記入してください。
 - ・住所は本店の住所を記入してください。
 - ・押印を求める手続きの見直しに伴い、**申請書に押印は必要ありません**のでご注意ください。

〈指定給水装置工事事業者指定申請書〉

- (1) 役員
 - ・法人のみ記入してください。
 - ・登記簿に掲載されている役員全員を記入してください。
- (2) 事業所
 - ・鬼北町の給水区域内で給水装置工事を行う事業所の所在地は、給水区域内にある必要はありません。
 - ・給水区域内で工事を行う事業所（本店を含む）が複数の場合は、それらの事業所全てを記入してください。
 - ※3つ以上ある場合は様式を適宜追加してください。
- (3) 選任されることとなる給水装置工事主任技術者
 - ・選任予定者を事業所ごとに記入してください。
 - ・氏名にはフリガナをふってください。

〈機械器具調書〉

- ・定められた4種類の機械器具が各1台以上あるようにしてください。
- ・「型式、性能」は記入できる範囲で記入してください。
- ※電動・エンジン付き等の工具は、作業能力又は型式を記入してください。

8 給水装置工事主任技術者の選任・解任【鬼北町指定給水装置工事事業者規程第12条】

事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者の中から給水装置工事主任技術者を選任し届出をしてください。

新たに選任、解任したときは、水道課に必ず届け出てください。選任できない場合は、事業を休止するか廃止することになります。

(1) 届出

- ① 新たに指定を受けるとき
⇒ 選任し届出
- ② 給水装置工事主任技術者が欠けたとき
⇒ 欠けた日から14日以内に選任し届出
- ③ 給水装置工事主任技術者を追加して選任したとき、又は解任したとき
⇒ 遅滞なく届出

(2) 提出書類

- ・ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3号・町より交付）
- ・ 給水装置工事主任技術者免状の写し（選任時のみ添付）

(3) 届出先

鬼北町水道課 ※遠隔地の場合は郵送による届出可能です。

(4) 選任時の注意

一つの事業所で複数の給水装置工事主任技術者を選任する事も可能です。

《兼任の原則禁止》

給水装置工事主任技術者を選任する際は、1つの事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を同時に他の事業所の選任としないようにしなければなりません。

ただし、事業所を兼任しても職務に特に支障がなければ複数の事業所について一人の給水装置工事主任技術者を選任することも可能です。兼任可能かどうかの判断は原則として選任する者が行いますが、水道課が指導する場合があります。

9 指定事項の変更【鬼北町指定給水装置工事事業者規程第7条】

(1) 変更届出事項

次に掲げる事項に変更があったときは、定められた期間内に水道課に必ず届け出てください。

〈個人及び法人〉

- ① 氏名又は名称（法人で有限会社⇄株式会社への組織変更又は合名会社⇄合資会社への組織変更の場合を含む）
- ② 住所（法人の場合は本店）
- ③ 事業所の名称又は所在地（事業所の新設・閉鎖を含む）
- ④ 選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号

〈法人〉

- ⑤ 代表者の氏名
- ⑥ 役員の氏名（役員の増減を含む）

(2) 提出書類

①氏名又は名称、②住所 の変更

- ・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 10 号・町より交付）
- ・ 住民票の写し（個人）
- ・ 定款（法人）
- ・ 登記簿謄本（法人）
- ・ 変更前の氏名又は名称、住所で記載された指定給水装置工事事業者指定証

③事業所の名称又は所在地 の変更

- ・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 10 号・町より交付）

④選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号 の変更

- ・ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第 3 号・町より交付）
- ・ 給水装置工事主任技術者免状の写し（白黒コピーで可・選任時）

⑤代表者の氏名 の変更

- ・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 10 号・町より交付）
- ・ 定款又は寄付行為
- ・ 登記簿謄本
- ・ 変更前の代表者名で記載された指定給水装置工事事業者指定証

⑥役員の氏名（役員の増減を含む） の変更

- ・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 10 号・町より交付）
- ・ 誓約書（様式第 2 号・町より交付、新たに選任された場合）
- ・ 法人の役員の身分証明書（新たに選任された場合）
- ・ 登記簿謄本

(3) 期日・届出先

変更のあった日から 30 日以内に水道課に届け出てください。

10 廃止・休止・再開【鬼北町指定給水装置工事事業者規程第7条】

〈廃止・休止について〉

事業を廃止した場合（業務縮小により給水装置工事を行わなくなった場合含む）は廃止の届出をしてください。

また指定の要件を満たせなくなったとき（指定から 14 日以内に給水装置工事主任技術者を選任できない等）、事業を一時休止したとき等の場合には、事業の休止の届出をしてください。

いったん廃止の届出をすると、再び給水装置工事を行う場合は新たに指定の申請をすることになりますが、休止の場合は再開の届出を提出すれば再び指定給水装置工事事業者として給水装置工事の事業を行うことができます。

(1) 提出書類

- ・ 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第 11 号・町より交付）
- ・ 給水装置工事事業者指定証

(2) 期日・届出先

廃止・休止の日から 30 日以内に水道課に届け出てください。

《組織変更、相続、合併による届出の違い》

指定を受けた後、組織を変更したり他の会社と合併した場合は、廃止届後改めて指定の申請をする場合と、指定事項変更として届け出る場合があります。

下の表を参考に、必ず届出を行ってください。

個人	組織変更	個人⇒法人		廃止届・指定申請
	相続	個人が死亡し、相続人等が事業を継続して行いたいとき		

法人	組織変更	有限会社⇔株式会社		指定事項変更届
		合名会社⇔合資会社		
	合併	指定工事店 A と 指定工事店 B が合併	A が B を吸収合併	A は指定事項変更届 B は廃止届
			新会社 C を設立（新設合併）	A・B とともに廃止届 C が指定申請
		A と 指定工事店 B が合併	A が 指定工事店 B を吸収合併	A は指定申請 B は廃止届
			新会社 C 設立（新設合併）	B は廃止届 C は指定申請

※ 廃止・申請の時期

まず指定申請を行い、指定を受けた後の工事は新会社の名で申請します。

廃止届は、元の指定工事店で受付していた工事が全て終了した後で提出してください。

そのため新会社と元の指定工事店の指定が2重になる期間ができます。（先に廃止届を出すと、工事の施工者が途中で変更する事になり、手続きが煩雑になるため）

〈再開について〉

休止後に事業を再開する場合は、再開の届出をしてください。

(1) 提出書類

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第 11 号・町より交付）

(2) 期日・届出先

再開の日から 10 日以内に水道課に届け出てください。

※届出受理後、「指定給水装置工事指定証」を返還します。

11 指定の取消し【鬼北町指定給水装置工事事業者規程第 8 条】

指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消す場合があります。

〈指定の基準〉

- (1) 給水装置工事主任技術者を選任しないとき
- (2) 定められた機械・器具を有しないとき
- (3) 指定給水装置工事事業者が次のいずれかに該当する者であるとき
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ニ 指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - ヘ 法人で、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

〈給水装置工事主任技術者について〉

- (4) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任しないとき
- (5) 選任・解任の届出を遅滞なく届出なかったとき

〈変更等の届け出について〉

- (6) 指定事項変更、廃止・休止・再開の届出をせず又は期限内に届出をしないとき
- (7) 変更等について虚偽の届出をしたとき

〈事業の運営について〉

- (8) 事業者規程第 13 条に定める「給水装置工事の事業の運営に関する基準」に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき

〈検査の立会について〉

- (9) 水道課が給水装置の検査を行う際、当該給水装置工事を施工した給水装置工事事業者に対し、施工した事業所で選任されている給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めた場合に、正当な理由なくこれに応じないとき

〈報告又は資料の提出について〉

- (10) 水道課が指定給水装置工事事業者に対し、給水区域内で施工した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めた場合に、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

〈その他〉

- (11) 指定給水装置工事事業者が施工する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき
- (12) 不正の手段により指定を受けた場合

《指定を取り消された場合は》

- (1) 2年を経過しなければ再び指定を受けることができません。
- (2) ただちに「指定給水装置工事事業者指定証」を返還していただきます。

12 指定の更新【鬼北町指定給水装置工事事業者規程第6条の2】

有効期間は指定の日から5年となります。指定を受けた工事事業者は5年ごとに更新が必要です。その更新を受けなければ、指定の効力を失います。

指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとします。

《例》2025年9月30日に指定されれば、有効期限は2030年9月29日となります。

上記の場合、指定の有効期間満了前に更新手続きを行った時は、更新決定の日にかかわらず、更新後の有効期間は従前の満了日の翌日（2030年9月30日）から5年（2035年9月29日）を経過する日までとなります。

※有効期間満了日と閉庁日が重複した場合は、地方自治法第4条の2の規定により、翌開庁日（営業日）に更新申請を行えば、指定は失効とはなりません。

その場合の次回更新までの有効期間については、従前の有効期間の満了日の翌日から、5年となります。

〈更新手続き〉

(1) 提出書類

指定更新の要件及び様式は水道法第25条の2、第25条の3を準用し、新規指定の申請・基準と同様の要件になります。

書類については2ページの「6 指定の手続き」を確認してください。

**また更新手続きの際に確認事項がありますので別紙書類の提出をお願いします。
詳細は9ページ〈更新時における主な確認事項〉を確認してください。**

(2) 受付期間

更新申請の受付期間を設定した場合は、鬼北町ホームページに掲載するほか、対象の工事事業者に通知します。

この通知は届出されている連絡先に実施します。宛先不明等により通知不可（不着）の場合、再通知等は実施しません。

(3) 手数料

更新に係る手数料は、10,000円です。

(4) 公告

更新を行った時は、告示板にて告示のほか、ホームページに掲載し周知します。

更新手続きの際に、更新対象者の役員や住所等に変更があった事由が判明した場合は、別途指定事項の変更届出が必要になります。

更新手続きの提出書類と、変更届出の提出書類を兼ねることはできません。

必ず別々に書類を提出してください。

〈更新時における主な確認事項〉

更新の手続きを行う際、工事事業者の運営基準や営業内容等を確認し、確認した事項を公表することにより制度運用していくことが望まれています。

更新時に確認する4項目は下記のとおりです。

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
 - ・愛媛県内の全事業者が共同で実施している講習会の受講実績を確認します。
 - ・受講していない場合は、不参加の理由等を聞き取り調査します。
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容
 - ・水道利用者に提供する指定給水装置工事事業者に関する情報の観点から業務内容（営業時間等、漏水修繕等、対応工事等）を確認します。
- (3) 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
 - ・選任している給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の研修受講状況を確認します。
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
 - ・過去1年間の給水装置工事（配水管～水道メーター）で、主に配置した「適切に作業を行うことができる技能を有する者」について確認します。（雇用関係、下請け等の制限はありません）
 - ・配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管接続の経験の有無を確認します。

上記の内容をホームページ等で公表しますので、公表の可否についても確認します。確認に必要な書類は次のとおりです。

- ・別紙 1-1 講習会受講実績及び業務内容等の確認
 - ・別紙 1-2 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績の確認
 - ・別紙 1-3 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認
- これらの書類はホームページからダウンロードしてください。

《指定の失効になった場合は》

- (1) 指定の失効になった場合に鬼北町内で業務を行う場合は、新規指定の手続きが必要です。この場合は指定取消しの場合とは異なり失効後直ちに申請手続きが可能です。
- (2) 更新対象事業者には事前に個別通知をしますので、指定失効の通知は行いません。失効した場合は、ホームページにより水道利用者に周知します。

指定給水装置工事事業者制度についてのお問い合わせ先

〒798-1395

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1

鬼北町役場水道課

主任 毛利 巧

TEL 0895-45-1111（内線 2401）

FAX 0895-45-1119

Mail t.mouri@town.ehime-kihoku.lg.jp (LG-WAN 用)

t.mouri@town.kihoku.ehime.jp